

降雹被害によるごみの減免

(降雹被害で破損した災害ごみの自己搬入に係るごみ処理手数料を減免します)

内容	<p>令和6年4月16日の降雹により、一般家庭のカーポート等の屋根部分（アクリル、ポリカーボネート等）の破損被害が発生している状況を受け、被災住民への負担軽減を目的に、破損したカーポート等の屋根部分をエコクリーンピアはりまに自己搬入された場合（自ら取り外したものに限る。事業者は除く。）は、ごみ処理手数料を減免いたします。</p> <p>○減免対象者：4月16日の降雹による被害を受け、罹災証明書または被災届出証明書の発行を受けた方 ○対象となるごみ：破損したカーポート、ベランダ等の屋根部分（アクリル、ポリカーボネートなど）、破損した雨樋、破損した窓ガラス ○適用開始日：令和6年4月22日（月）～ ○期限：被災日から2か月以内 ○搬入方法：罹災証明書か被災届出証明書を添付し、加古川市にて手続きのうえ、エコクリーンピアはりまに搬入 ○搬入場所：エコクリーンピアはりま ○搬入回数：1回限り（2回目からは有料、10kgにつき50円） ○重量：200kgまで</p> <p>【問い合わせ先】 減免手続きについて 環境第1課 電話 079-426-1561 自己搬入について エコクリーンピアはりま 電話：079-448-5260 (<u>初めて</u> ・ 恒例 ・ ●回目)</p>
対象（参加者）	加古川市民
申込先・方法	減免手続きは環境美化センター内の環境第1課及び市役所7階の環境政策課において行う。
市ホームページ	掲載予定（4月22日）
広報かこがわ	掲載しない

問合せ先

加古川市 環境第1課 （担当：島崎・長谷川）

☎079-426-1561